

## 所得税の確定申告は 自分で書いてお早めに

平成20年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、平成21年2月16日(月)から3月16日(月)までです。

### 申告書を作成するときは

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力して所得税、消費税の申告書や青色決算書などを作成し、プリンタを使って印刷した「書面」を税務署に提出することができます。

また、「確定申告書等作成コーナー」で、e-Tax用のデータを作成して、電子申告(e-Tax)をすることもできます。

「所得税の確定申告の手引き」は、所得や税額の計算が簡単にできるようになっていきます。「所得税の確定申告の手引き」や申告書用紙は、国税庁ホームページからダウンロードできます。

期限間近になりますと、税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。申告書はご自分で書いて、できるだけお早めに提出してください。

### □確定申告による所得税の納期限は

平成21年3月16日(月)です

振替納税を利用	振替日(平成21年4月22日(水))に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。事前に預貯金残高をご確認ください。 *新たにご利用になる場合又は転居等により所轄の税務署が変わった場合は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を提出してください。
現金で納付	納期限(平成21年3月16日(月))までに金融機関(歳入代理店)又は所轄の税務署で納付してください。納付書をお持ちでない方は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意してある納付書を使用してください。
電子納税を利用	自宅のインターネット等を利用して納付できます。詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。

※注) 申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。  
・納付には便利な振替納税を是非ご利用ください。

### 還付される税金がある場合の受取方法について

還付される税金があるときは、確定申告書の「還付される税金の受取場所」に、振込先金融機関名、預貯金の種別及び口座番号(ゆうちょ銀行の場合は、記号番号のみ)を正確に書いてください。

なお、振込先の預貯金口座は「本人名義のもの」に限ります。

### 確定申告は正しく

所得税は、納税者自らが税法に従い、所得金額と税額を正しく計算して申告し、納税するという「申告納税制度」を採用しています。確定申告をしなければならぬのに期限までに申告をしなかったり、誤った申告をしたりすると、新たに加算税が賦課される場合があるほか、延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

一年間の所得金額と税額を正しく計算し、お早めに申告と納税を行ってください。

#### 【問合せ先】 潮来税務署

☎ 0299-6616931(自動音声案内)  
自動音声案内で「1」をお選びください。

#### 要介護認定を受けている方へ 要介護認定者等の所得税法上の 障害者控除について

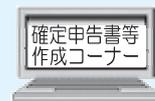
介護保険において要介護1以上の認定を受けている65歳以上の方で認知症や寝たきり度(日中ベッド上で過す割合)がある一定以上の判断基準をこえる方は「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることで、所得税や住民税の障害者控除を受けることができます。

また、寝たきりの方のオムツに係る費用の医療費控除の取り扱いもありますので、市役所介護福祉課(☎0299-551011)までお問い合わせください。

## 申告書の作成は、国税庁ホームページの

(www.nta.go.jp)

# 便利な「確定申告書等作成コーナー」で!!



画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色決算書などを作成できます。作成した申告書等は、プリンタを使って印刷した「書面」により、税務署に提出することができます。

## 「e-Tax」を利用する方にもおすすめ!

「確定申告書等作成コーナー」で e-Tax 用のデータを作成して、電子申告 (e-Tax) をすることもできます。

### 「e-Tax」を利用して申告すると・・・

#### ① 最高5,000円の税額控除

平成 20 年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内に e-Tax で行うと、所得税額から最高 5,000 円の控除を受けることができます (平成 19 年分の確定申告で本控除の適用を受けた方は受けられません。)

#### ③ 還付金がスピーディー

e-Tax で申告された還付申告は早期処理しています (3 週間程度に短縮。)

#### ② 添付書類を提出省略

所得税の確定申告を e-Tax で行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます (確定申告期限から 3 年間、書類の提出又は提示を求められることがあります。)

e-Tax の利用に際しては、開始届出書の提出、電子証明書の取得 (手数料が必要です。)、IC カードリーダー/ライタの購入などの事前準備が必要です。

※ パソコンの環境などにより、ご利用いただけないことがあります。

【問合せ先】 潮来税務署 ☎0299-66-6931 (自動音声案内) 自動音声案内で「1」をお選びください。

## 前納報奨金減額のお知らせ

前納報奨金制度は、固定資産税及び市県民税 (普通徴収) を第 1 期の納期限内に第 4 期までの税額を全部納付した場合に、報奨金を交付するものです。この制度は、税収の早期確保や納税意欲の高揚を図ることを目的とした制度ですが、創設当初の目的が達成されつつあります。また、行財政改革の一環として経費節減を図る必要があることなどで、平成 21 年 4 月から前納報奨金の交付率及び限度額を次のとおり改正することになりました。

	改正後	改正前	報奨金の交付率	報奨金の限度額
	0.5%	1%		
	5万円	10万円		

※この改正により、前納報奨金は従前の 2 分の 1 になります。

## 国民健康保険税の特別徴収と口座振替の選択制について

健康保険法施行令の一部改正の政令に伴い、平成 20 年度より引き続き、国民健康保険税の特別徴収 (年金より天引き) に該当されている方で、口座振替への切替を希望される方については、2 月 9 日までに税務課の国民健康保険税係までお電話にてお

申出ください。

申出をいただいた後、納付方法変更申出書をご案内させていただきます。尚、2 月 9 日までに手続きいた

だくと、平成 21 年 4 月分の年金からのお支払いが中止され、7 月から口座振替によりお支払いいただくこととなります。

(お支払いいただく平成 21 年度分の国民健康保険税の総額は変わりません。)

上記の期限を過ぎてお申出いただいた場合は、6 月分以降の年金から中止させていただくこととなりますので、ご了承ください。

※ ご注意ください

1 変更を希望される方で、口座振替のお手続きをされていない場合 (現金納付をされていた方) は、お取引の金融機関窓口にて市税等の口座振替依頼書を提出していただくこととなります。

2 口座からのお支払に変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替により支払った方に適用されます。

3 21 年 4 月から新規で特別徴収該当になる予定の方と、20 年度より継続されている方については、個人宛文書を送付してありますので、変更希望の方は、同封の納付方法変更申出書をご使用ください。

特別徴収の継続を希望される方については、申出は必要ありません。

## 今月の税金(2月)

## ○国民健康保険税 第8期

納付期限(口座振替)は  
3月2日です。

忘れずに納付  
しましょう。

20年度の税金は今回で  
終了です。  
有難うございました。  
21年度も納期を守って  
納付しましょう。

## ◆市税を長期間納税しないと次のような処分がされますので注意して下さい。

公共サービスの充実と税負担の公平性のために、税金の滞納を放置することは出来ません。たび重なる催告にもかかわらず納付されない方に対しては、財産調査等を行い、財産の差し押さえ、さらにその財産を公売するなどの滞納処分を行います。

## ■ 督促

納期限までに納付がない場合、督促状により督促を行います。

## ■ 財産調査

滞納整理を進めるにあたり、滞納者の担税能力や滞納処分の対象になる財産等の有無、あるいは財産の換価価値、権利関係等の調査を行います。

調査先の主なものは、勤務先・金融機関・保険会社・取引先・滞納者の財産を占有する第三者などに対して財産調査を行います。

※ これらの調査については、法律の規定に基づき、滞納者に事前の了解を得ずに行うことが出来るものです。(国税徴収法第141条、第142条～第147条)

## ■ 差押

財産調査で発見した滞納者の財産に対する差し押さえを行います。差し押さえる対象となる主なものは、土地・建物・自動車などの不動産等、預貯金・給与・生命保険などの債権等、手形・小切手などの有価証券などに対して差押を行います。

## ■ 換価

差し押さえした不動産等は「公売」、金銭債権は「取立て」により差押財産の換価を行います。

※ 差押財産の換価とは、市税等債権を確保する最終的な措置で、その目的は、滞納者の意思にかかわらず強制的に財産を売却して代金を滞納市税に充てることです。

## インターネット公売を実施します！！

## 平成20年度2回目のインターネット公売です。

市税滞納者から差押えた財産を次の期間でインターネット公売を実施いたします。

なお、公売財産の内容については行方市ホームページもしくは、下記の期間にYahoo!オークションサイトにてご覧下さい。

【出品内容】 バイク等

【参加申込期間】 2月13日(金)13:00から2月26日(木)17:00まで

【せり売り期間】 3月3日(火)13:00から3月5日(木)13:00まで

【下見会】 2月20日(金)10:00から15:00まで

【日時及び場所】 行方市役所 麻生庁舎 正面玄関前の駐車場

※ 参加申込期間にYahoo!オークションの官公庁オークションサイトより公売参加の申込手続を行わなければ入札に参加できません。

※ 滞納税の完納などにより公売中止になる場合があります。